

東京都市計画一団地の住宅施設の変更（東京都決定）

都市計画品川八潮住宅一団地の住宅施設を廃止する。

決定：昭和56年 4月10日 東京都告示第367号
 変更：平成21年 6月22日 東京都告示第959号

理由： 地域の特性を活かした良好な住環境の保全を図るとともに、社会状況の変化に対応したまちづくりを推進していくため、地区計画の導入を行ない、一団地の住宅施設を廃止する。

参考 旧計画書（東京都市計画一団地の住宅施設）

名称	位置	面積	建築密度			住宅の 予定戸数	配置の方針
			ブ ロ ック	建築面積の 敷地面積に 対する割合	延べ面積の 敷地面積に 対する割合		公共施設
品川八潮住宅 一団地の住宅 施設	品川区八潮五丁 目地内	約40.8ha				A	5/10 以下
			B	5/10 以下	18/10 以下		
			C	5/10 以下	22/10 以下		
			D	5/10 以下	22/10 以下		

配置の方針

公益的施設	住宅
小学校3、中学校2、幼稚園2、保育所4、消防派出所1、中心施設（店舗、特定郵便局、警察官派出所、銀行、診療所、娯楽・スポーツ施設等）、コミュニティセンター（区役所出張所、区民集会所、児童センター、学童保育クラブ、敬老会館、文化センター、図書館等）、店舗3、診療所4、管理事務所8、集会所13	住宅は中・高層とし、冬期においておおむね4時間の日照を確保するよう、適正に住宅を配置する。また、騒音については住棟配置並びに住戸設計により配慮する。

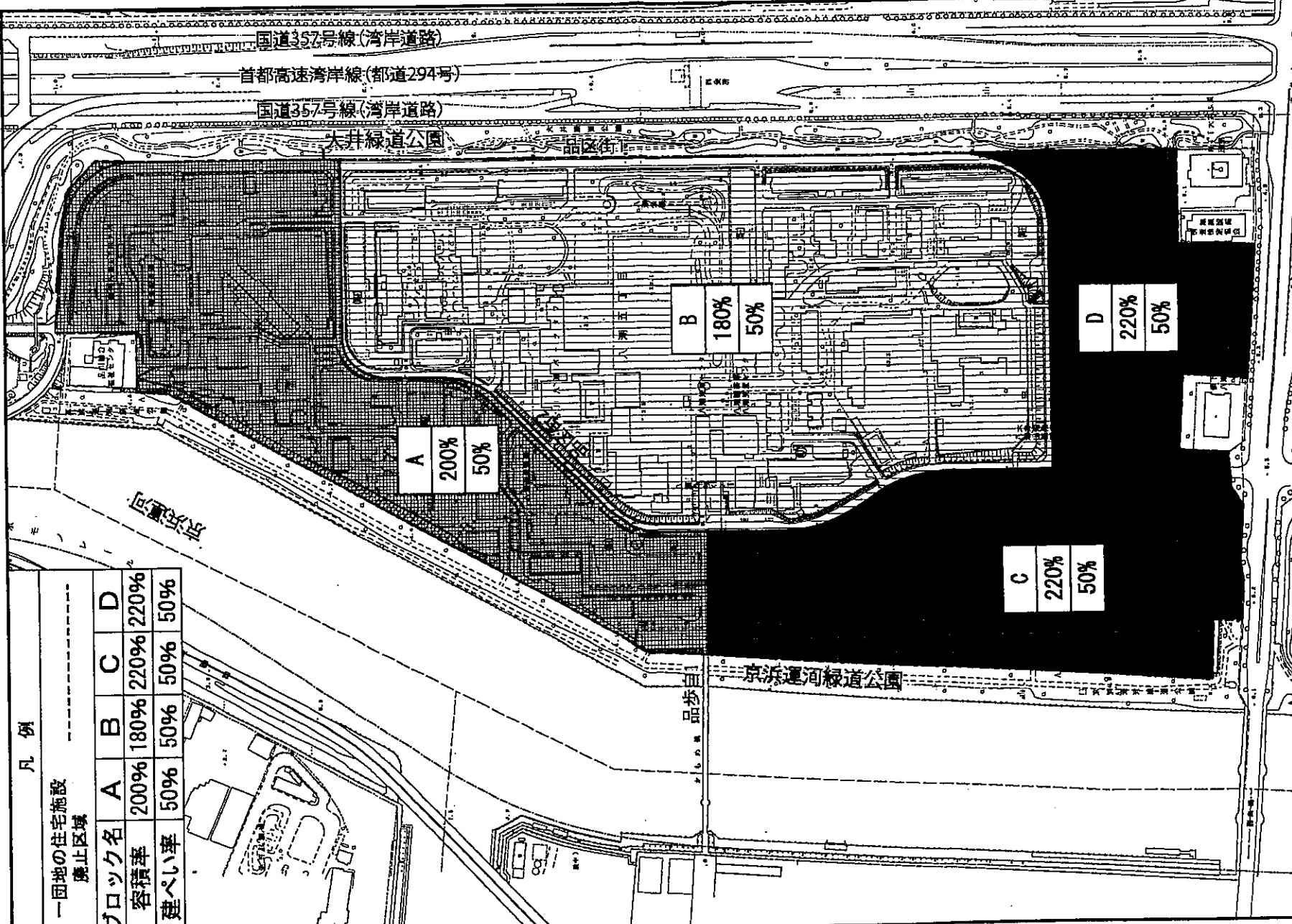
「区域、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度並びに公共施設、公益的施設及び住宅の配置の方針は計画図表示のとおり。」

東京都市計画一団地の住宅施設 品川八潮住宅一団地の住宅施設 計画図2

(建ぺい率の最高限度及び容積率の最高限度)

(東京都決定)

凡 例				
一団地の住宅施設 廃止区域	-----			
ブロック名	A	B	C	D
容積率	200%	180%	220%	220%
建ぺい率	50%	50%	50%	50%



存 認 平成30年12月1日
所 管 都 県 品 川 市 街 地 建 築 部 市 政 課 設 計 課

S = 1 : 2,500
0 50m 100m 200m
N

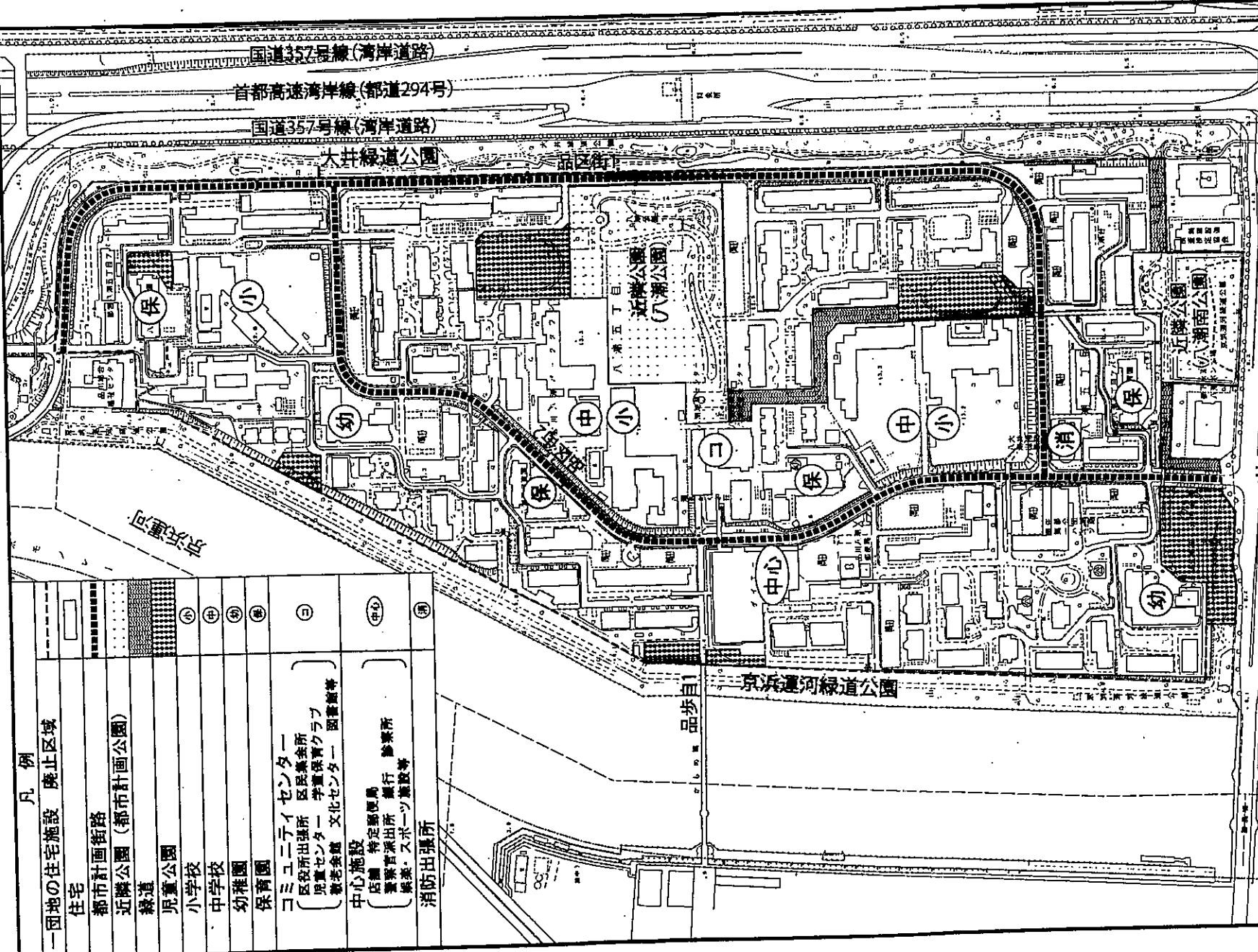
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京縮尺1:2,500分の1の地形図を複製したものである。承認番号2020品川市基発第412号
この地形図は、東京都庁整備局および東京デジタルマップの東京都縮尺1:2,500地形図を使用して作成したものである。承認番号17東子共第047号

東京都市計画一団地の住宅施設 品川八潮住宅一団地の住宅施設 計画図1

[東京都決定]

(配置図)

一団地の住宅施設 廃止区域	
住宅	
都市計画街路	
近隣公園 (都市計画公園)	
緑道	
児童公園	Ⓐ
小学校	Ⓑ
中学校	Ⓒ
幼稚園	Ⓓ
保育園	Ⓔ
コミュニティセンター	Ⓕ
区役所出張所 区民集会所	Ⓖ
児童センター 学童保育クラブ	
高齢者居宅 文化センター 図書館等	
中心施設	Ⓗ
店舗 特定郵便局	Ⓖ
警察官派出所 銀行 診療所	
娯楽・スポーツ施設等	
消防出張所	Ⓖ



S = 1 : 2,500



0 50m 100m 200m

確認 平成 20 年 12 月 1 日
所管部署名 市街地建築部市街地企画課

この地図は、東京都知事の承認を受け、東京縮尺2,500分の1の地形図を複製したものである。(承認番号)20都市基文案第412号
この地形図は、東京都都市整備局および東京デジタルマップの東京縮尺1/2500地形図を使用して作成したものである。(承認番号)17東字共済047号